

この面について、これまでの様式との大きな違いはありません。新型コロナウイルス感染症関連で、ふたつの学年で指導内容を合わせて実施することになったり、次の学年において指導することとしたりした場合の記述については、教育委員会からの通知などを確認して記入してください。

総合所見及び指導上参考となる諸事項

- △児童の成長の状況を総合的に捉え、今後の指導に役立てるという視点で主に次の5つの事項について記入する。
 - ①各教科や特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間に関する所見
 - ②特別活動に関する事実及び所見
 - ③行動に関する所見
 - ④児童の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動、知能・学力等について標準化された検査の結果など指導上参考となる諸事項
 - ⑤児童の成長の状況にかかわる総合的な所見
- △評価に当たっては、児童の成長・長所・進歩の状況を取り上げ、これを基本にしつつ、今後、努力を要する課題等についても記入し、その後の指導に役立てることも指導要録のねらいであることに留意したい。
- △指導上、特に留意する必要があると認められる児童の健康状態、その他、特に指導が必要であること、通級により特別な指導を受けている児童については、通級している学校名、指導を受けている時数、指導期間、内容や成果についてもこの欄を利用する。不登校対応の適応指導教室への通級についても、施設名、通級日数等を記入する。

児童氏名		松山太郎													
行動の記録 △															
項目	学年	1	2	3	4	5	6	項目	学年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣		○	○	○	○	○	○	思いやり・協力				○	○		○
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護		○	○	○			
自主・自律								勤労・奉仕				○		○	
責任感		○	○	○	○		○	公正・公平							○
創意工夫		○	○	○		○	○	公共心・公德心					○		

△ 総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年	<ul style="list-style-type: none"> ○教科書に出てきた乗り物以外にも興味をもち、意欲的に図鑑で調べ、乗り物クイズをつくろうとしていた。 ○誕生日係として、誕生日のお祝いに、折り紙でメダルや賞状をつくりプレゼントした。 ○常に笑顔で気持ちのよいあいさつをすることができた。 ○市図工研究会主催の造形展で、金賞を受賞した。 	第4学年	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期は、バトンクラブで友達と協力しながら、新たな曲の振り付けにも積極的に取り組んだ。 ○夏休みに家庭内の問題で精神的に不安定になったが、関係機関の支援等もあり10月からは元気になった。 ○夏休み明けの9月から不登校傾向となり、市立教育センターの適応指導教室に通級した後、学校復帰した。(市立教育センター9月12日間通級)
第2学年	<ul style="list-style-type: none"> ○時間を見つけては、九九カードを持ち歩いて繰り返し練習し、かけ算九九の暗唱に取り組んだ。 ○生き物係として、生き物係新聞を発行したり、生き物クイズを提案したりするなど意欲的に活動した。 ○誰に対しても笑顔であいさつをすることができ、児童会のあいさつ運動に積極的に取り組んだ。 ○郷土を描く美術展絵画出品(特選) 	第5学年	<ul style="list-style-type: none"> ○年度当初は友達のグループ化について悩んだこともあったが、1学期後半からは友人関係も良好となった。 ○外国語の学習では、ALTの発音を真似しながら、進んで英会話でコミュニケーションをとっていた。 ○球技クラブの副クラブ長となり、6年生と協力し、4年生も楽しめるような活動を展開した。 ○地域行事で獅子舞を披露した。(市立教育センター6月20日間通級)
第3学年	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な物を磁石に近づける実験に興味をもって積極的に取り組み、磁石の特性を理解していた。 ○1学期の特技発表会では、得意なアニメのイラストを描いて披露することができた。 ○後期代表委員として、卒業を祝う会では、はじめのこたばを堂々と発表することができた。 ○郷土を描く美術展立体出品(優良賞) 	第6学年	<ul style="list-style-type: none"> ○学級会では、取り上げられなかった意見もどこかで生かすことではないかと考え、折衷案を提案した。 ○図書委員会の副委員長として、自分の担当以外の日でも必要に応じて、図書の貸し出しの活動を行った。 ○卒業前に低学年に紙芝居を作ってプレゼントしようと友達と協力して活動し、見事な作品を贈呈した。 ○児童生徒美術展展出品(優良賞)

出欠の記録

区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備考
1	186	3	183	5	178	出席停止(3)欠席は病欠(3)事故欠(2)
2	201	0	201	10	191	病欠7、事故欠3
3	199	2	197	10	187	出席停止2(インフルエンザ)、病欠7(腹痛・風邪)、事故欠3、遅刻3、早退3(通院)
4	199	3	196	15	181	学級閉鎖3(インフルエンザ)、病欠15(発熱・腹痛・風邪)市立教育センター通級12日
5	201	0	201	7	174	病欠7(発熱・腹痛)、遅刻10、市立教育センター通級20日
6	199	5	194	7	187	出席停止5(新型コロナ感染予防)、病欠5(風邪)、事故欠2(転動で見送り)

行動の記録

- △この欄には、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、その他、学校生活全体にわたって認められる児童の行動についての評価を記入する。
- △「行動の記録」は、児童の行動について掲げられた項目ごとに、その趣旨に照らして「十分満足できる状況」にあると判断される場合に、欄内に○印を記入する。
- △「行動の記録」に関する顕著な事項があれば「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入する。
- 下部の余白は、特に必要があれば項目を追加して記入する。

※備考

- △「備考」には、「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項、「欠席日数」や遅刻・早退の主な理由を記入する。次に主な理由の例を取り上げる。
 - ①出席停止・忌引の例
 - ・インフルエンザによる学級閉鎖3日
 - ・父親死亡による忌引5日
 - ・インフルエンザによる出席停止2日
 - ・市教育委員会主催姉妹都市訪問に子供代表団員として参加した日数2日
 - ②欠席理由の例
 - ・病欠5日(中耳炎による通院)
 - ・病欠7日(右下肢骨折のため入院)
 - ・事故欠2日(父親転勤で見送りのため)
 - ③遅刻・早退の例
 - ・早退6回(歯科通院)
 - ④前在籍校における出欠状況の例
 - ・出席しなければならぬ日数90日、欠席日数3日、出席日数87日
 - ⑤学校外の施設で相談・指導を受けた例
 - ・○○市立◇◇小学校こたば・きこえの教室に週1時間通い、5月から10月まで発音に関する指導を受けた。
 - ・○○市教育委員会適応指導教室へ通級15日

出欠の記録

- ※授業日数
 - △授業を実施した年間の総日数を記入する。
 - △学校の全部又は学年の全部が臨時に休業を行った日数は、授業日数には含まない。授業日数は、原則として同一学年のすべての児童は、同日数である。
- ※出席停止・忌引等の日数
 - △次のような事態がある場合、この欄にその日数を記入する。
 - ①学校教育法第35条及び学校保健安全法第19条による出席停止並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の場合を記入する。
 - ②学校保健安全法第20条により、臨時に学校の中の一部で休業を行った場合の日数。学校又は学年全体が休業する場合は、授業日数から減ずる。
 - ③忌引日数については、学校ごとに定めることになっているが、教育委員会と連携して規定しておくことが望ましい。
 - (例)父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母1日
 - ④非常災害等、児童もしくは保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合。
 - (例)・感染症予防法による交通遮断又は隔離の場合。
 - ・風水震災火災その他の非常災害による交通遮断の場合。
 - ・風水震災火災その他の天災地変による児童の現住居の滅失又は破壊の場合。
 - ・その他交通機関の事故等の不可抗力による場合。
 - ・感染症の流行で、その予防上、保護者が児童を出席させなかった場合。
 - ⑤その他、教育上、特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた場合。
- ※出席しなければならぬ日数
 - △「出席しなければならぬ日数」は、「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」を差し引いた日数を記入する。
- ※欠席日数
 - △「欠席日数」は、「出席しなければならぬ日数」のうち、病気又はその他の事故で、児童が欠席した日数の合計を記入する。
- ※出席日数
 - △「出席日数」は、「出席しなければならぬ日数」から「欠席日数」を差し引いた日数を記入する。
 - △学校の教育活動の一環として、児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加した場合には、出席扱いとすることができる。
 - △不登校の児童が教育支援センター等、学校外の施設において相談・指導を受け、適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。その際、出席簿においては欠席扱いとするが、表記のしかたは教育委員会の指示を受ける。
 - △非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、従前から指導要録上の出欠の扱いにおいて、登校できなかった日数を「欠席日数」としては記録しないこととされているため留意すること。その上で、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、特例の授業等の記録について学年ごとに作成すること。